昭和39年8月24日（昭和34年9月30日第三種郵便物認可）壬生町政だより　（毎月24日発行）第68号

壬生町政だより

39年 8月号
No. 68
毎月1回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社新生社

諸統計より

人口統計

	昭和39年8月1日現在	対前月比
総人口	24,192人	37人増
男	11,775人	12人増
女	12,417人	25人増
世帯数	4,628世帯	9世帯増

ヘリコプターで農薬散布

本町農業経営の主要作物である稲作の生産安定と一斉防除による省力のために航空散布を実施することになり、町では、農薬航空散布事業推進協議会が担当して、東日本航空株式会社に依託します。

使用農薬はマラソン粉剤二%、十アール当り三kg使用します。

実施面積は三百二十ヘクタールです。

なお散布地域の危害防止や週辺道路の交通整理等は事前に十分連絡の上、予防措置を講じて実施いたしました。

【写真＝ヘリコプターで農薬散布＝七ツ石で】

汗を流す 消防夏の訓練

壬生町消防団（臼井武団長）では、町民の生命財産をあずかる団員の訓練を八月四日、午前八時半より壬生東小学校校庭で壬生町管内三分団の機関員以上百五十名と消防ポンプ六台が勢揃いして小田垣消防長の検閲を受けました。

また八月二十八日、宇都宮市陽南小学校で開催予定の栃木県消防ポンプ操法競技会に出場する、壬生町代表は第一分団七部（青木邦夫部長）でその三分団の機関員以上百五十名と消防ポンプ六台が勢揃いして小田垣消防長の検閲を受けました。

出場する第七部は毎朝五時半から七時まで、徒手訓練や操法訓練をやって出場に備えています。

【写真＝江川での放水試験】

せまい農地をたがいに換えて広い団地で豊かなくらし

壬生小の増築 工事でき上る

壬生小学校増築工事は八月十一日完成しました。

このほかに、附属便所も作りました。

工事費は九六〇万円で請負者は佐藤工業株式会社です。

木造瓦葺、モルタル二階建で、五六九・二五平方メートル（一七二・五坪）です。

一階は二つの理科室、二階は音楽室が二つとその準備室です。教室は防火壁で仕切られ非常階段をとりつけてあります。

【写真＝りっぱにでき上った校舎】

ワァーイ 壬生小学校 ぼくらのプールだ

壬生小学校の創立九十周年行事の一つ、プール工事は八月十一日に使用の運びとなり、十時からなか聞えない。

プールサイドには関心の深い父兄で黒山の人だかりでした。七九平方メートルの敷地に二五メートルで六コース。深さ一・一メートルのプール。

このほか男女更衣室、シャワー室、消毒室、便所などの附属建物があります。工事費は三百七十万円で請負は斎藤建設でした。

【写真＝新装なったプールで初泳ぎする小学生】

農地と贈与 手続きすれば納期延長

農地の全部や採草放牧地の三分の二以上を農業経営者から相続人に予定している者に贈与した場合には手続きにより相続があるまで納期が延長になります。

贈与税の取り消しができる

今度の改正で不動産等の名義変更（贈与）が不用意になされた場合等については、元の所有者の名義にもどし（もとす場合の登記原因は売買でも贈与でもよい）、それを証する書類（登記簿謄本）を税務署に速かに提出すれば課税されず贈与税は取り消しされます。

七割給付を実施 国民健康保険 解説

世帯員七割給付は昭和三十九年度以降四ケ年計画をもって国保の世帯員たる被保険者の全員について、世帯主と同様七割給付（現在は五割）を行うことになり昭和三十九年度は四十年一月から実施することになります。

初年度においては本県世帯員の概ね四分の一のうち八割が厚生省から配分され、残る二割は全国的視野で厚生省が調整することになっています。

七割給付実施に伴なう特別補助金は二割引上げ分の四分の三相当額が定額補助されるが、四分の三の定額は概ね一四五円で頭打ちとし、残る四分の一は保険者でまかなうことになっている。

一、昭和三十九年度における対象市町村の選定は次により行なうことになっています。（壬生町選定）

㈠市町村における条例の改正及び予算の補正など今後必要な手続きを円滑に行うため、おそくとも八月上旬頃までに対象市町村が厚生省において決定される。

㈡県は七割給付を実施しようとする市町村について、二に定める基準により審査の上選定することとするが、希望市町村の世帯主が㈢により配分された数を超えるときは、原則として医療給付水準及び被保険者の所得水準が低いなど七割給付を実施する必要性が強いと認める市町村から順められる市町村の選定を次対象市町村の選定を地域的な事情を勘案し選定について必要な調整を加えることができる。

㈢厚生省の保留分は都道府県における希望市町村の状況を勘案し、全国水準における地域格差是正のための調整にあてることになる。

㈣このため昭和三十九年度の対象世帯員数の八千人相当分を概ね世帯員数を基準として県に配分された人員一五六千人を県において選定し六月三十日までに厚生省に提出した。残る二千人相当分は全国の調整分として厚生省に保留された。

㈤このため昭和三十九年度の対象世帯員数の八千人相当分を概ね世帯員数を基準として県に配分された人員一五六千人を県において選定し六月三十日までに厚生省に提出した。残る二千人相当分は全国の調整分として厚生省に保留された。

日本脳炎発生

八月十四日付の新聞でご存知のことと思います。

東下台黒川文吉氏宅の子供が日本脳炎により十六日死亡いたしましたが日本脳炎の予防として左記事項にご注意下さい。

一、蚊の駆除を徹底すること（下水溝、たまり水、空かんのたまり水を除去すること）

二、炎天下では帽子をかぶり長時間の遊び労働など過労を避けること

三、睡眠を十分にとって疲労回復につとめること。

四、栄養を十分とること。

ご存知のことと思います。調査用紙は支部にあります。

関係する方は浅ればなく調査書を提出してください。

在外私有財産の実態調査

引揚者団体全国連合会（中村勝輝支部長）では、今回、昭和二十年八月十五日現在における引揚者等の在外私有財産の実態を徹底的に調査する。

この調査の対象となるものは(1)昭和二十年八月十五日以前に、本邦に引揚げ、調査が行なわれる日において本邦に住所を有し、且つ日本国籍を有するもの

(2)昭和二十年八月十五日現在本邦以外の地域に住所を有し、昭和十六年十二月八日以後戦争に起因する理由による命令もしくは状況により昭和二十年八月十五日以前に、本邦に引揚げ、調査が行なわれる日において本邦に住所を有し且つ、日本国籍を有するもの

(3)昭和二十年八月十五日に本邦に住所を有し、本邦以外の地域に私有財産を有していたもの

以上のとおりで期間は八月一日から九月三十日の間に行ないます。

用紙は支部にあります。

老人福祉週間 9・15～9・21

とかく孤独でみじめな生活におちいりやすい老人の健康と福祉を高め、ひろく国民一般が老人に対して関心と理解を深めるとともに、老人ずから生活の向上につとめる意欲をもりあげようとするのが老人福祉週間の趣旨です。

郡民体育祭

大平町で

第十六回郡民体育祭は来る九月六日（日）に大平中学校を会場にして開催されます。

壬生町からも約二〇〇名の選手が参加されます。

実施種目は陸上競技、庭球、排球、相撲、柔道、剣道、弓道、卓球

（雨天の場合は十三日（日）になります。

お知らせ

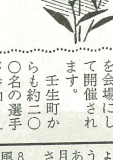

八月の納税

町県民税	第二期分
国保税	第二期分

映画会

県道路愛護会主催

一、日時　九月五日　午後三時より

一、場所　中央公民館

一、映画は

有料道路　一本

マンガ　二本

天竜権笠　一本

主演　山本富士子　鶴田浩二

夏の道しるべ

九月

農家のたの

納涼踊り

【名物になった壬生納涼踊り】

明るい光の下
輝いている
　みんなの顔　顔――
嬉しそうな
楽しそうな　笑いがいっぱい
みんな踊っている
幾重にも
輪になって。
遠くまでひびく
太鼓の音
夜空に映えた
櫓が眩しい。（Y）

古峰ヶ原でキャンプ訓練

B.S 壬生少年隊

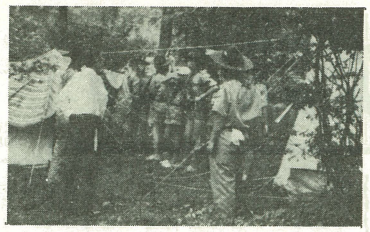

【町長をかこんで元気な少年隊員】

日本ボーイスカウト下都賀第一団、壬生少年隊（高田隊長）では八月十一日から二泊三日の予定で鹿沼市外古峰ヶ原キャンプ場において、夏季訓練を実施しました。

参加隊員は四十二名で大場委員長はじめリーダー二名がつきそって、テント設営、飯ごう炊飯、キャンプファイヤー、小峰ケ原高原へのハイキングなどを通じてボーイスカウトとして世界観と日常訓練を行ない、多大の成果をあげました。小田垣青英会長も激励にかけつけました。

共同生活をとおして子供会の幹部訓練

―稲葉地区―

【稲中校庭での幹部研究会風景】

稲葉地区の子供会幹部研究会が七月三十一日と八月一日の二日間にわたり稲葉中学校校庭で行われました。主催は町教育委員会、町青少協、稲葉地区子供育成会、ボイスカウト壬生第一団で

①よりよい子供会活動を続けるに必要な識の習得　②子供会相互の交流と研修　③子供会活動の本質についての正しい理解

この三つの目的をもって各子供会の会長、副会長育成会幹事などが参加してゲームや合唱、キャンプなどの共同生活を通じて訓練を行ない、子供会の在り方などの講話があって二日間の研修を終了した。

善意の光り

仲通町　山川吉平氏

【除草にはげむ山川さん】

定期的に町内の神社や、役場附近の草むしりをしている老人が、町内の民生委員の口添えでこのほど小田垣町長からかくれた町の善行として表彰されました。

この老人は仲通町の山川吉平さん（八一）で町内の雷電神社附近と役場周辺の雑草の除草をはじめ、数年になります。

表彰の際山川老人は「運動がてらやっている」と別に表彰されては…」と恐縮していました。

重度精神薄弱児手当法とは

解説

このたび、重度精神薄弱児扶養手当法が次のように制定されました。

この手当は、二十才未満で精神の発達が遅れて、日常人の手を借りなければ生活ができないと見られる、重症の精神薄弱児を養育している父母または養育者に対して、九月分から一人月千円を支給することによって児童の福祉をはかろうとするための制度です。

ただしつぎに該当している人はもらえません。

◇児童が福祉年金、児童扶養手当、厚生年金保険などの公的年金の加算の対象となっている場合

◇父母または養育者が福祉年金、児童扶養手当を除いた公的年金を受けている場合

◇父母または養育者が一年間の収入二十万円、児童一人につき三万円ずつ加えられますのでたとえば一人の場合は二十三万円、二人の場合は二十六万円以上の収入があった人。

◇扶養義務者が標準世帯五人で一年間六十五万以上の収入があった人

この手当がもらえる人は県婦人児童課または役場民生課にお問い合せ下さい。

戸籍相談

嫁の入籍

問　このたび長男に嫁をもらいましたが入籍の手続きについてご教示願います。

答　結婚されたご両人の本籍が壬生町管内にある場合は、届書を一通お出し下さい。

夫婦のうち、一方の本籍が町外にあるときは、届書二通と本籍のない方の戸籍抄本が一通必要です。

夫婦ご両人とも本籍が町内にないときは、届書三通と、夫婦それぞれの戸籍抄本が各一通必要です。

婚姻届には夫婦（一方は旧姓）それぞれの印鑑と証人二名の署名押印が必要です。また結婚された方が未成年者のときは、父母の同意の署名押印が必要です。

届書の用紙は、本庁総務課戸籍係及び支所戸籍係にあります。

お手柄の青木君

用水路に落ちた幼女を

七ツ石で農業の用水堀に落ちた幼女を助けた少年が話題になっています。七ツ石農業青木清秀氏の二男で稲葉小学校六年一組の都郎君（一一）で、七月十八日午後三時頃自宅附近で遊んでいた長女静枝ちゃん（五つ）が深さ一・五メートル、幅二メートルの用水路に落ちたのを見て、着のみのままで堀に飛びこみ、救助したものです。

特別給付金国庫債券の担保貸付け

戦没者の妻として特別給付金国庫債券（二十万円）を受けた方で、一時に資金を必要とする方に国債を担保として、つぎの要領で金融の途が開かれています。

▽資金の使途＝事業資金に限ります

▽貸付限度＝十万円以内

▽期間＝五年以内

▽利率＝年六分

▽希望の方は町役場民生課へ申込書を出してください。

▽場所は宇都宮市旭町二丁目三四二一　宇都宮税務署内　税務相談所へ電話や、お手紙でも結構です。お気軽にお出かけください。

税金に不満のあるときは

税務相談所へ

税務署長から受けた更正決定等に対し異議の申立てをして、その決定に納得のできないお方は一カ月以内に審査の請求ができます。

これらの審査事務を受付けておりますから、どしどし請求してください。

▽そのほか税務署で相談しにくい問題や苦情等のご相談を毎日受けつけています。

▽場所は宇都宮市旭町二丁目三四二一　宇都宮税務署内　税務相談所へ電話や、お手紙でも結構です。お気軽にお出かけください。

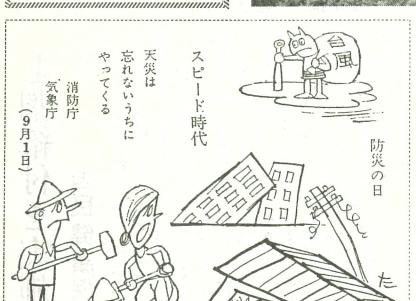

消息

▽大関正十郎氏（元南犬飼村助役、収入役、村長）八月二十日午前三時壬生町上田九七一番地一上（けっていしょう）の世の中で家来がその主家を倒す自宅において老衰のため死去、九十一才。葬儀は二十二日午後一時自宅で執行。

▽須藤クマさん（町議須藤源造氏母堂）二十一日午前三時三十五分、気管支肺炎のため壬生町藤井引に住む長男の藤井一、三七四番地四の自宅において死去。八十六才葬儀は二十二日午後一時自宅にて執行。

歴代の壬生城主

五、壬生城の初め

壬生城を創建したのは壬生彦五郎胤業（たねなり）である。公家小槻氏の出で壬生に落着かれたのは寛正三年今から約五百年前で、壬生町新町堀之内に館を構えた。胤業の先祖は第十一代垂仁天皇子於知別（おとわけ）で代々官務の職につく家柄であった。大ざっぱにいうと官務の職とは今の内閣総理府の総務長官或は局長級といった所に相当する職と思はれる。

先づ胤業が壬生に来た当時の時代相を考えてみたい。

その時代は室町幕府の末期で年号は寛正、文正、応仁、文明とかわりその間大体二十余年で騒乱に次ぐ騒乱で流石の花の都も焼野原となってしまった時代である。所謂下克上（げこくじょう）の世の中で家来がその主家を倒す自宅において老衰のため死去、九十一才。葬儀は二十二日午後一時自宅にて執行。

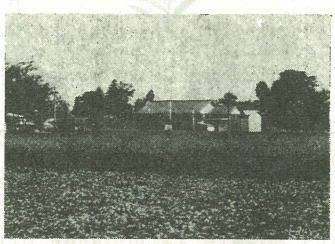

【写真＝今は田や畑となった壬生城跡】

壬生町に足をとどめて居城を築いた。

壬生胤業が落着いてからこの里を壬生と改めたというのは誤りで、自分の先祖とゆかりのあるしかも地形の利を占めている壬生町を主としてこの地に落着いたのである。

しかして当代壬生周辺の形勢は如何というに北には宇都宮氏が宇都宮に居城を構え勢威を張りその北には那須氏が控えていた。西には皆川氏、佐野氏がおり南には小山氏、古河氏が夫々勢を張っていた。尚右の諸豪族の間には鹿沼氏、長沼氏とかその他の小豪族がいた。壬生氏は初め古河氏の勢力に属していたがその後変遷した。（福田）

胤業は京都の公家小槻氏生氏の出で壬生に落着かれたのは寛正三年今から約五百年前で、壬生町新町堀之内に館を構えた。胤業の先祖は第十一代垂仁天皇子於知別（おとわけ）で代々官務の職につく家柄であった。大ざっぱにいうと官務の職とは今の内閣総理府の総務長官或は局長級といった所に相当する職と思はれる。

先づ胤業が壬生に来た当時の時代相を考えてみたい。

その時代は室町幕府の末期で年号は寛正、文正、応仁、文明とかわりその間大体二十余年で騒乱に次ぐ騒乱で流石の花の都も焼野原となってしまった時代である。所謂下克上（げこくじょう）の世の中で家来がその主家を倒す自宅において老衰のため死去、九十一才。葬儀は二十二日午後一時自宅にて執行。